

子が生まれたときの申請書類	
必ず提出	① <a href="#">被扶養者異動届</a> ・ 1 ページ目の記入例を参考にご記入ください。記入漏れがある場合は受け付けられません。
	② <a href="#">扶養申請における確認書/同意書</a>
	③ <a href="#">現況書</a> ・ 1 ページ目の記入例を参考にご記入ください。記入漏れがある場合は受け付けられません。
	④ 住民票 ・ 世帯全員のもの。 ・ マイナンバー・続柄・本籍・筆頭者・外国人在留カード情報等、 <u>すべての項目の記載があること</u> 。省略表示があるものは不可。3 か月以内に発行されたもの。
	⑤ 配偶者の所得/課税/非課税証明書 ・ 直近年度のもの。源泉徴収票は不可。
	⑥ 配偶者の健康保険証のコピー ・ 3 の現況書に貼り付けてください
該当する場合	<p>被保険者本人にスターバックス<u>以外</u>の収入がある場合は以下を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者の所得/課税証明書（直近年度のもの・源泉徴収票は不可）</li> <li>・ 副業先の給与明細のコピー（直近3 か月分）</li> <li>・ 自営業収入や不労所得は、確定申告書一式のコピー（直近年度の控え）</li> <li>・ 年金受給者は、年金振込通知書のコピー（各種直近のもの）</li> </ul>

①～③は書類名をクリックすると書類の PDF ファイルが開きますので、プリントアウトしてください。開かない場合は HP の申請書一覧からプリントアウトしてください。

#### <女性被保険者の申請について>

女性被保険者は産後休業で無給となるため、原則として主たる生計維持者と認められません。子は配偶者（内縁・未入籍含む）の扶養家族としてください。

子の父親と離別後に出産した子を自身の扶養家族としたい場合は、申請の前に健保組合へお問合せください。ただし、被保険者の父母やきょうだいなどが子の生活費（家賃・水道光熱費・食費等）を負担しているなど、被保険者を子の主たる生計維持者と認められない場合は、扶養認定できません。父母やきょうだいの扶養、または国民健康保険への加入をご検討ください。